

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第1項の規定に基づき、次のとおり審理を開始する。

平成19年6月22日

鳥取県収用委員会会長 寺 垣 琢 生

1 期日

平成19年6月26日（火）午後1時

2 場所

鳥取市東町一丁目271

鳥取県庁第2庁舎4階 第22会議室

3 件名

鳥取都市計画道路事業3・4・8号宮下十六本松線及び3・5・3号美萩野覚寺線